

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 10 月 18 日 (金) 第 9 1 4 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 開発行為に関する工事の完了 (313) (西部総合事務所生活環境局) 2
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集 (22) 2
- ◇ 公 告 公の施設の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更 (西部総合事務所生活環境局) . . . 2
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 2

告 示

鳥取県告示第313号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和元年10月18日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和元年 9 月 20 日 鳥取県指令第201900163012号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字日吉津676
末次 晃一朗、末次 真奈未

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

令和元年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年10月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 令和元年10月23日（水） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
(1) 2019年度明るい選挙啓発ポスターコンクール第2次審査の結果について
(2) その他

公 告

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公の施設の名称	指定管理者の名称	変更前	変更後	変更年月日
鳥取県立大山自然歴史館	一般社団法人大山観光局	西伯郡大山町大山 39-5	西伯郡大山町大山 45-5	令和元年7月20日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年10月18日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和元年11月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各 警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑